

29 日 獣 発 第 121 号

平成 29 年 7 月 4 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給の協力体制について

このことについて、平成 29 年 6 月 23 日付け 29 消安第 1993 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、緊急時ワクチン等流通体制構築委託事業において PED ワクチンを含む動物用ワクチン等の需要急増時の関係者の対応等に関する「緊急時ワクチン等流通マニュアル」が作成されたこと、加えて動物用ワクチン等保管データベースが構築され PED ワクチンを含む対象ワクチンについては平時から製造量、在庫量、出荷量等について管理する体制が構築できたことを踏まえ、「豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」(平成 26 年 10 月 28 日付け 26 消安第 3736 号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知)の記の 1 の取組を終了し通知を廃止する旨、通知するものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第1993号
平成29年6月23日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制について

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知（以下「協力体制通知」という。）及び「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成27年3月23日付け26消安第6490号消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に基づき、その円滑な供給に御尽力いただいております。

さて、今般、「緊急時ワクチン等流通体制構築委託事業」（以下「委託事業」という。）において、PEDワクチンを含む動物用ワクチン等の需要急増時の関係者の対応等に関する基本的なマニュアルとして「緊急時ワクチン等流通マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が作成されました。加えて、委託事業では、動物用ワクチン等保管データベースが構築され、「動物用ワクチン等保管事業」によるPEDワクチンを含む保管対象ワクチンについては、平時から製造量、在庫量、出荷量等について管理する体制が構築できたところです。したがって、今後、動物用ワクチン等の需要が急増した場合、原則として本マニュアルに基づいて関係者が対応し、その円滑な供給を図ることとしております。

このような状況を踏まえ、これまで実施してきた体制を見直し、協力体制通知の記の1の取組を終了することとし、これに伴い、協力体制通知は廃止することとしましたので、お知らせいたします。

なお、引き続き、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等を御指導いただくとともに、今後、ワクチン等の需要が急増することに備えるため、各都道府県においては、別添のマニュアルに基づき、緊急時に備えた体制の整備についてご検討をよろしく申し上げます。



写

26消安第3736号
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管部長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しにつ
いて

豚流行性下痢（PED）のワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（平成26年5月1日付け26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、円滑な供給に御尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれています。

これを踏まえ、協力体制通知を見直し、月ごとの需要に応じた供給に係る枠組みは維持しつつ、販売事業者がワクチンの販売に当たって都道府県に対する確認を行う手順を廃止することとし、下記の1から3までの協力体制としますので、御協力願います。

なお、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合は、協力体制通知による枠組みを再度実施することも検討しますので、あらかじめ御承知願います。

また、本通知の施行に伴い、協力体制通知は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1. 都道府県は、都道府県におけるワクチンの1か月ごとの需要見込量を把握し、これを販売事業者に情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
2. 獣医師は、各養豚農家から情報提供されるワクチンの1か月ごとの需要見込量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと。さらに、養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること及び接種適期を確認した上で正しく使用することを指導すること。
3. 販売事業者は、獣医師又は農家から注文を受けた際は、1か月ごとの需要見込量を超えない範囲で販売すること。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会

協同組合 日本飼料工業会

全国農業協同組合連合会

全国畜産農業協同組合連合会

一般社団法人 日本家畜商協会

一般社団法人 日本養豚協会

日本養豚事業協同組合

一般社団法人 日本SPF豚協会

公益社団法人 日本獣医師会

一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会

公益社団法人 日本動物用医薬品協会

一般社団法人 全国動物薬品器材協会

一般社団法人 日本畜産副産物協会

全国精麦工業共同組合連合会

全国食肉センター協議会

写

26消安第6490号

平成27年3月23日

各都道府県動物衛生主管部長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しにつ
いて

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、その円滑な供給に御尽力いただいていたところです。

今年度のワクチン供給については、ワクチンの製造メーカーの協力により、当初予定した300万回分を大きく上回る約350万回分の供給が可能な状況です。また、来年度についても順次出荷が見込まれており、今後も供給が十分確保できるものと考えております。これまでPEDワクチンの円滑な供給に向けて、関係者の皆様から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このような状況を踏まえ、協力体制通知により実施してきた体制は本年3月末日をもって見直し、協力体制通知の記の2及び3の取組は終了することとしますので、関係者に周知願います。

なお、引き続き、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等を御指導いただくとともに、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合には、再度御協力をお願いすることを検討しますので、あらかじめ御承知願います。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合 日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人 日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

(補足)

緊急時ワクチン等流通マニュアルにつきましては、A5 版製本されたものを、公益社団法人日本動物用医薬品協会から今月中に発送します。

今回は製本前のものを、ご参考として添付していますので、ご承知おきください。